

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正について

2026年3月16日
日本証券業協会

1. 検討の経緯

(1) 「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の開催等

- ・規制改革推進会議「規制改革実施計画(2024年6月21日閣議決定)」において、「発行市場(私募)の活性化」「流通市場の活性化等」として、金融庁が日本証券業協会と連携し、非上場株式市場の活性化等に向けて事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する旨が提言。(2024年6月)
- ・日本証券業協会では、「本協会が対応すべき重要施策」及び「日証協「当面の主要課題」において、「スタートアップへの成長資金供給促進のための環境整備」を掲げる。(2024年7月、2025年7月)

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書(2025年9月) ※ 金融庁及び日証協 共催

- ・「KGI・参考指標」や「大規模投資家等」、「SPVスキーム・投資信託・エンジェル投資家」に関する議論と共に「リスク許容度・投資判断能力のある投資者等」について以下の施策等を取りまとめ

セカンダリー取引

a. 取次型登録PTSの価格情報の公表、適時の情報提供の見直し

- 対象顧客が特定投資家等に限定される場合の対応について、投資者保護を考慮しつつ今後日証協のWGで検討。

b. 株主コミュニティ規則の価格情報の公表の見直し

- 対象顧客が特定投資家等に限定される場合の対応について、投資者保護を考慮しつつ今後日証協のWGで検討。

J-Shipsの利活用の拡大

特定証券情報の見直し

定款や履歴事項全部証明書等の別書類の添付による株式総数や新株予約権等の状況の記載の省略など、日証協において、現状の規制や運用が過度なものになっていないか精査し、必要に応じ検討。

「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するWG」にて以下の規則の一部改正について議論

- ・私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
- ・株主コミュニティに関する規則
- ・J-Ships規則に定める「特定証券情報」「発行者情報」の様式改訂

【参考】「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の概要

<p>スタートアップ企業等への資金供給等のあり方 (全体像)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ企業等への投資の位置付け ⇒ リスクを正しく理解し、かつリスク許容度のある投資者による、自己責任に基づく投資が前提 ・スタートアップ企業等への資金供給者 ⇒ シード期ではエンジェル投資家やSPVスキーム(※)等のビークルを通じた投資の拡大が、アーリー期以降では大規模投資家等や投資信託等による投資の拡大が重要 一方、投資者の裾野拡大の観点から上記以外の「リスク許容度・投資判断能力のある投資者」による投資の拡大も必要 ・セカンダリー市場の整備 ⇒ スタートアップ企業等が非上場のままで成長するために不可欠 ・市場仲介者の役割 ⇒ 現状、原則勧誘禁止の自主規制を前提に個別の制度に基づく仲介のほか、大規模投資家等による投資の際にFA業務や紹介などによる支援も大きな役割 						
<p>KGI・参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・KGI:「市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること」 ※非上場の段階においても、市場仲介者が現状のIPOの資金調達と同等程度の役割を果たすことを目指し、「現状のIPOによる資金調達額(2024年:1,741億円)と同等額(1,800億円)」を目標値として設定 ・KGIを達成する上での参考指標 ⇒ 非上場会社のセカンダリー取引の状況、J-Shipsの利用状況、非上場株式を組み込んだSPVスキーム・投資信託等ビークルを通じた資金調達額、未公開株に関する苦情相談件数 						
<p>大規模投資家等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模投資家等の市場参加促進のため、以下の推進施策の検討を期待 ⇒ VCの魅力向上、アセットオーナーの運用対象資産の多様化、官民ファンドの活用、オープンイノベーション促進税制の対象拡大、PE課税特例の見直し、市場関係者によるアドバイザリー・サービス等の更なる取組み 						
<p>SPVスキーム・投資信託・エンジェル投資家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SPVスキーム、投資信託、エンジェル投資家による投資拡大のための推進施策として、以下の検討を期待 ⇒ SPVスキームのモデル契約の整備、非流動性資産を組み込んだ投信の規制緩和・新たな組成・販売の枠組み、スタートアップ企業等への投資を税制面から促進する取組み 						
<p>リスク許容度・投資判断能力のある投資者等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="299 963 531 1092"> <p>プライマリー</p> </td> <td data-bbox="540 963 1899 1092"> <ul style="list-style-type: none"> ・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等) ・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等) ・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1099 531 1163"> <p>セカンダリー</p> </td> <td data-bbox="540 1099 1899 1163"> <p>・対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合、取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1170 531 1235"> <p>原則勧誘禁止</p> </td> <td data-bbox="540 1170 1899 1235"> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど </td> </tr> </table>	<p>プライマリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等) ・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等) ・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備 	<p>セカンダリー</p>	<p>・対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合、取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し</p>	<p>原則勧誘禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど
<p>プライマリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等) ・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等) ・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備 						
<p>セカンダリー</p>	<p>・対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合、取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し</p>						
<p>原則勧誘禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど 						
<p>制度周知等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な周知活動の実施、効果的な周知活動・推進施策について検討 						

※「SPVスキーム」とは、複数の投資家による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資家が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC(Limited Liability Company:合同会社)等のSPV(Special Purpose Vehicle)を利用した投資スキームをいう。米国や欧州のスタートアップ企業等への投資において活用されている。

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(1) 規則改正の概要 — 非上場PTS規則及び株主コミュニティ規則の改正

【スタートアップ懇談会報告書での記載(19頁～)】

① 取次型登録PTSにおける情報の公表・提供

非上場PTS規則においては、顧客の広がりや取引の頻度を勘案し、取次型登録PTSと自社顧客型登録PTSで異なる規制を課しており、現状、取次型登録PTSは、認可PTSと同等の事項について情報提供が求められている。具体的には、発行体から取次型登録PTSの運営事業者に対する適時の情報提供が必要となる場合として、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生が含まれており、かつ、これらの情報については公表することが求められている。また、同規則において、取次型登録PTSの運営事業者は価格情報を公表することが求められている。

これらの規制について、スタートアップ企業等としては**価格情報の公表を望まない**ことから、取次型登録PTSの利用の障害となるおそれがあるとの指摘がある。

そこで、**取次型登録PTSのうち、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などについては、顧客への十分な周知を前提に一部の適用を緩和し、自社顧客型登録PTSに求められる規制に近づける**ことが考えられる。

以上を踏まえ、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などの取次型登録PTSにおける適時の情報提供及び価格情報の提供の見直しについて、今後、投資者保護を考慮しつつ日証協のワーキング・グループにおいて検討を行い、令和7年度中に結論を得る。

② 自社顧客型登録PTSを利用した株主コミュニティにおける価格情報の公表に関する要望

スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引として、株主コミュニティ銘柄を自社顧客型登録PTSにおいて取引する手法が考えられる。

自社顧客型登録PTSについては、非上場PTS規則において、価格情報について取引を行わない投資者への公表までは要さず、顧客の要請に基づき提供することとされている。一方、株主コミュニティ銘柄では、日証協「株主コミュニティに関する規則」において、価格情報を含む取引情報について、週次で日証協に報告を行い、日証協がその内容について日証協Webサイトにおいて公表することとされている。

上述のとおり、スタートアップ企業等にとってはセカンダリー取引の価格情報の公表を望まないにもかかわらず、当該価格情報が公表される場合には、スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引として、株主コミュニティ銘柄を取引することは難しいとの指摘がある。

以上を踏まえ、**対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者に限られる場合などの株主コミュニティ銘柄の価格情報を含む取引情報の公表の見直し**について、今後、投資者保護を考慮しつつ日証協のワーキング・グループにおいて検討を行い、令和7年度中に結論を得る。

(注) 本懇談会において「現状の日本における非上場株式は流動性が著しく低いことを背景にセカンダリー取引の取引価格は20%から50%程度のディスカウントが掛かっていると言われており、そうした現状において、セカンダリーの取引価格の開示を求められると、次の資金調達に価格にも影響をきたし、スタートアップ企業等にとって資金調達がしづらくなることにつながりかねない。」との発言があった。

登録PTSに関する自主規制のイメージ図

【自社顧客型】



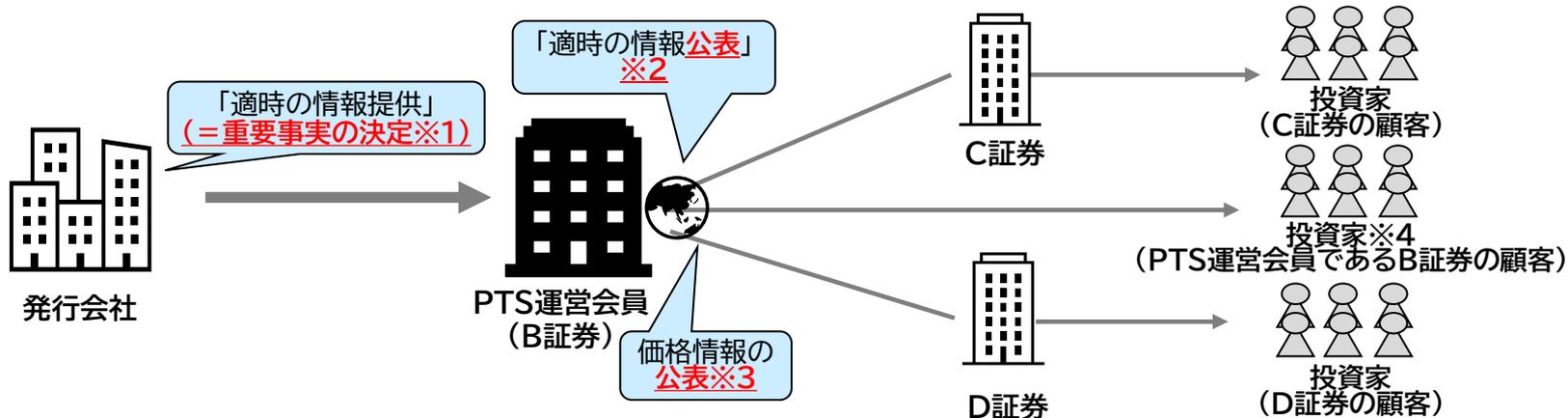
○「自社顧客型登録PTS」は、対象顧客をPTS運営会員の顧客に限定(現状の店頭取引の延長を想定)することを踏まえ、以下の措置を講じている。

※1 「適時の情報提供」が必要な場面:「継続企業的前提に重大な疑義が生じた場合」や「会社法上の計算書類や事業報告書を作成した場合」。(公募案件除く)

※2 「適時の情報提供」の提供方法:当該情報を顧客に“提供”した場合には、“公表”を要さない。

※3 「価格情報」の提供方法:顧客から求められた場合には速やかに提示する。(“公表”を要さない。)

【取次型】



○「取次型登録PTS」は、対象顧客がPTS運営会員の顧客に限られない(認可PTSと同等の広がりがある)ことを踏まえ、以下の措置を講じている。

※1 「適時の情報提供」が必要な場面:「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合」など

※2 「適時の情報提供」の提供方法:当該情報を公表する。

※3 「価格情報」の提供方法:公表する。

※4 PTS運営会員(B証券)の「自社顧客」ではあるものの、B証券におけるPTS運営業務が他社顧客も対象にするため「取次型」に該当し、他社顧客と同様の情報提供等を行う(業務を顧客区分で細分化しない)。

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(1) 規則改正の概要 — 非上場PTS規則及び株主コミュニティ規則の改正

【規則改正の方向性】

「非上場PTS規則」及び「株主コミュニティ規則」において、以下の措置を講じる。

対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者(次頁参照)に限られる場合等において

非上場PTS規則

「取次型登録PTS」について以下の措置を講じる。

- ① 適時の情報提供の内容(提供事由・提供方法)について、「自社顧客型登録PTS」と同等とする。
- ② 顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、取次型登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しないこととする。(「自社顧客型登録PTS」と同等とする。)
- ③ その他、上記規制緩和を利用する場合の顧客への周知など、投資家保護上必要な措置を講じる。

株主コミュニティ規則

- ① 本協会による取扱状況の公表について、本協会が別に定める様式により行うこととし、「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする。
- ② 「参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供」について、会社法に基づき非公開会社が作成する計算書類及び事業報告に限定する。※

※ 新規参入予定の事業者からの要望を踏まえた対応

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(1) 規則改正の概要 — 対象となる投資家層

規則改正が対象とする投資家の範囲

・前頁の規制緩和(情報提供の緩和等)の対象となる「対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者」については、プロ投資家を対象とした非上場有価証券の取引業務である「非上場有価証券特例仲介等業務」と同じ以下の投資家層(一般投資家以外の者)とする。

【今回の規制緩和の対象となる対象顧客層】

- ① 特定投資家等(特定投資家+非居住者)
- ② 発行体、発行体の役職員
- ③ 発行体の大口株主である法人(注)

「非上場有価証券特例仲介等業務」の対象投資家層

※法令上、左記の投資家層を「一般投資家以外の者」と定義しており(金商法29条の4の4第8項第1号イ)、今回の規則改正でも当該規定を引用(下表参照)

(注)総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する法人(業等府令第16条の3第1項第二号)。

<参考> 規則改正が対象とする投資家の規定イメージ

【登録PTS規則】

一般投資家(金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。(略))以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄

【株主コミュニティ規則】

一般投資家(金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。)以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 非上場PTS規則

① 取次型登録PTSにおける適時の情報提供の緩和(新第16条第1項～第3項)

【改正内容 1】

- 取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、「適時の情報提供」にて提供すべき情報の提供事由及び内容について自社顧客型登録PTSに求められる内容とするため、発行会社と締結する契約において、「自社顧客型登録PTSにおける適時の情報提供に関する事項」を規定した場合には、「取次型登録PTSにおける適時の情報提供に関する事項」の規定を要しないこととする。(第1項)

新 設 規 定

(特定投資家等のみにより取引される登録PTS銘柄に係る特則等)

第 16 条 取次型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。以下同じ。）以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、第7条第2項の契約に第8条の2第2項各号に掲げる事項を規定した場合には、同条第1項各号に掲げる事項を規定することを要しない。

※改正規定で引用している規則第7条第2項の契約、第8条の2第2項各号に掲げる事項、第7条第1項各号に掲げる事項、については次頁参照。

〈参考〉通常の登録PTSにおける「適時の情報提供」の提供事由

【取次型登録PTS】	【自社顧客型登録PTS】
①臨時報告書の提出事由に該当した場合	— (公募銘柄には適時の情報提供は不適用:顧客は公表情報を参照)
②特定証券情報等の訂正事由に該当した場合	①特定証券情報等の訂正事由に該当した場合
— (継続開示により提供されるため不要)	②会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合
③投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合	③継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合
④PTS運営会員が必要と認める場合	④PTS運営会員が必要と認める場合

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 非上場PTS規則

〈参考〉改正規定で引用している非上場PTS規則第7条及び第8条の2

(発行体との契約締結)

第7条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

1～5 (略)

2 登録 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合(自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。)には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項
- 3 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、登録 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

(登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)

第8条の2 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
 - ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合(イ又はロに掲げる場合を除く。)
 - ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
 - ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
 - ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の登録PTS運営会員に対する情報提供の期限
- 2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
- 1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 登録 PTS 銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第4項又は第 27 条の 32 第3項に該当した場合
 - ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合
 - ハ 継続企業的前提に重大な疑義が生じた場合
 - ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容
 - ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 非上場PTS規則

【改正内容 2】

- ・取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、「適時の情報提供」の内容の公表を不要とする。その場合に、登録PTS運営会員及び登録PTS取引協会員の顧客への速やかな情報提供を行うこととする。(第2項、第3項)

新 設 規 定

- 2 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第8条の2第3項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、発行体から適時の情報提供を受けた場合であって、顧客及び登録PTS取引協会員に当該情報を速やかに提供したときには、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しない。
- 3 前項の場合において、当該登録PTS運営会員から当該情報の提供を受けた登録PTS取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならない。

〈参考〉改正規定で引用している非上場PTS規則第8条の2第3項
(登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供)

第8条の2 (略)

2 (略)

3 登録PTS運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法(投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。)により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 非上場PTS規則

② 取次型登録PTSにおける価格情報等の公表の緩和(新第16条第4項)

【改正内容】

- 取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、「約定価格」及び「最終気配」の公表を不要とする。

新 設 規 定

- 4 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第9条の2第1項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、当該登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しない。

〈参考〉改正規定で引用している非上場PTS規則第9条の2第1項

(登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等)

第9条の2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法(投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。)により、毎営業日、公表しなければならない。

〈参考〉現行の登録PTSにおける「価格情報の公表」

	【取次型登録PTS】	【自社顧客型登録PTS】
約定価格	公 表(毎営業日) 顧客からの求めにより速やかに提示	顧客からの求めにより速やかに提示
気配情報	顧客からの求めにより速やかに提示	顧客からの求めにより速やかに提示
最終気配	公 表(毎営業日)	—
出来高	公 表(毎営業日)	—

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 非上場PTS規則

③ 特則を適用する場合の顧客への説明(新第16条第5項、第6項)

【改正内容】

- ・取次型登録PTSで取り扱う、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、今回措置する前4項の規定(適時の情報提供に関する規制緩和や価格情報の非公表など、下表参照)を適用する場合に、当該適用する規定及び内容を自社のウェブサイト上で明示又は顧客に説明することを義務付ける。

新 設 規 定

- 5 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、前4項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、当該登録PTS運営会員が顧客に対して当該事項を説明するときはこの限りでない。
 - 1 第1項を適用する場合
第8条の2第2項第1号に規定する場合に限り、登録PTS運営会員による適時の情報提供が行われる旨
 - 2 第2項及び第3項を適用する場合
登録PTS運営会員による適時の情報提供の内容の公衆の縦覧は行われず、登録PTS運営会員又は登録PTS取引協会が顧客に当該情報を提供する旨
 - 3 第4項を適用する場合
登録PTS運営会員による約定価格及び最終気配の公表は行われず、登録PTS運営会員又は登録PTS取引協会が顧客の求めに応じて約定価格等を提示する旨
- 6 登録PTS取引協会員は、第1項から第4項の規定が適用される登録PTS銘柄について、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を顧客に説明しなければならない。

<参考>改正規定で引用している前4項の規定の趣旨

【第1項】一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、「適時の情報提供」に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等とする。

【第2項及び第3項】一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、登録PTS運営会員及び登録PTS取引協会の顧客への速やかな提供を前提に「適時の情報提供」の内容の公表を不要とする。

【第4項】一般投資家以外の者のみを対象とする取次型登録PTSについて、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、「約定価格」及び「最終気配」の公表を不要とする。

④ その他所要の整備

- ・特定投資家向け有価証券を扱う場合の発行体の発行者情報の公表義務の対象から、有価証券報告書提出会社である発行体を除く。(第15条第3項)

【参考】 非上場PTS規則の改正の概要

一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、取次型登録PTSにおける適時の情報提供や価格情報の公表の規定を自社顧客型登録PTSの規定に近づけると共に投資家保護上必要な措置を行う。

取次型登録PTSで取り扱う登録PTS銘柄について、今回措置する前4項の規定を適用する場合に、当該適用する規定の内容を自社のウェブサイト上で明示又は顧客に説明することを義務付ける規定。【改正第16条第5項】

第5項

顧客及び登録PTS取引協会員より、登録PTS銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備していれば、「約定価格」、「最終気配」の毎営業日の公表について公表を要しないこととする改正。【改正第16条第4項】

第4項

第2項

顧客及び「登録PTS取引協会員」（取次元証券会社等）に当該情報を提供した場合には、「適時の情報提供」の内容について公衆の縦覧に供することを要しないこととすることにより、取次型登録PTSの適時の情報提供の提供等に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等にする改正。【改正第16条第2項】



発行体との契約
(適時の情報提供等)



登録PTS運営会員

第1項

当該契約において、「自社顧客型登録PTS銘柄の適時の情報提供に関する事項」を定める場合には、「取次型登録PTS銘柄の適時の情報提供に関する事項」の規定は要しないこととすることにより、取次型登録PTSの適時の情報提供に関する対応を自社顧客型登録PTSと同等にする。【改正第16条第1項】

取次型登録PTS
(主として、一定規模の流動性を提供するサービスを想定)



登録PTS銘柄A

適時の情報提供、約定価格などを提供等



登録PTS
取引協会員



運営会員の
顧客



取引協会員の
顧客

第3項

登録PTS運営会員から「適時の情報提供」を受けた登録PTS取引協会員に対し、当該情報の顧客への速やかな提供を義務付けることで、登録PTS運営会員の顧客と登録PTS取引協会員の顧客で情報提供の取扱いに差異が生じないことを担保する改正。【改正第16条第3項】

第6項

取次型登録PTSで取り扱う登録PTS銘柄について、第1項から第4項が適用される場合に、当該適用される規定及びその内容の顧客への説明を登録PTS取引協会員に義務付ける規定。【改正第16条第6項】

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 株主コミュニティ規則

① 株主コミュニティにおける取扱状況の公表の緩和(第29条第2項)

【改正内容】

- ・ 一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄については、本協会ウェブサイトにおいて行っている取扱状況の公表のうち「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする。

新	旧
<p>(本協会への報告)</p> <p>第 29 条 運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項により報告された内容について本協会が別に定める様式により公表する。</p>	<p>(本協会への報告)</p> <p>第 29 条 (同 左)</p> <p>2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。</p>

※ 今後、公表様式の整備において、一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄については、本協会ウェブサイトにおいて行っている取扱状況の公表(下表参照)のうち「募集価格」及び「取引価格」等を非公表とする旨を明確化する。

<参考> 第29条第1項に基づき現状本協会が報告を受けている事項(下線部:今般の改正で非公表とする事項)

店頭取引	募集等の取扱い等	
銘柄名 約定日 約定価格 約定数量 約定金額	銘柄名 新規発行数等 募集価格等 <u>募集価格等の総額</u> 発行価額等	<u>発行価額等の総額</u> 発行決議日 申込期間 払込期日等 募集等の取扱い等の形態

2. セカンダリー取引に係る規則の見直し

(2) 改正規則 — 株主コミュニティ規則

② 株主コミュニティにおける発行体に係る情報取得の緩和(第13条第2項)

【改正内容】

- ・一般投資家以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る情報の取得・提供については、会社法に基づき非公開会社を作成する計算書類及び事業報告に限定する。

改正後(下線部分改正)

(情報の取得)

- 第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。
- 1・2 (省 略)
 - 3 運営会員は、前2号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。
 - イ 会社法に基づく計算書類
定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく
 - ロ 公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。)でない株式会社にあつては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報
イに掲げる情報の取得の時
 - ハ 会社法に基づく事業報告
定時株主総会に報告されたときから遅滞なく
 - ニ 公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報
ハに掲げる情報の取得の時
 - ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報
ハに掲げる情報の取得の時
 - ヘ・ト・チ (省 略)
- 2 運営会員は、前項第3号の規定にかかわらず、一般投資家(金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。)以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティにあつては、同号ロ、ニ、ホに掲げる情報の取得を要しない。

③ その他所要の整備

- ・②の改正を踏まえた項ずれ等の対応
- ・法令改正に伴う語句修正等の対応

【参考】株主コミュニティ規則の改正概要

	株主コミュニティ銘柄		<参考> 一般の非公開会社における対応義務
	投資家の制限等無し	一般投資家以外の者のみを対象とする場合	
報告を受けた内容の公表 (29条2項)	公表	別に定めるところにより公表 ※1	—
情報の取得の内容 ※2 ※3 (13条3号)	会社法上の計算書類	会社法上の計算書類	会社法上の計算書類
	公開会社の 計算書類記載事項	不要	
	会社法上の事業報告	会社法上の事業報告	会社法上の事業報告
	公開会社の 事業報告記載事項	不要	
	事業等のリスク 株式事務の概要	不要	
	その他必要な事項	その他必要な事項	

※1 報告に係る様式等の整備にあたり、約定価格などの価格に関する内容については公表しない旨を定めることとする
 ※2 発行者が有価証券報告書や会社内容説明書などを作成する場合(13条1号、2号に該当する場合は除く)
 ※3 募集の取扱い、売出しの取扱い又は売出しを行う場合の情報の取得の内容(13条3号ハ、ト)については記載していない

3. J-Shipsの利活用の拡大

(1) 規則改正の概要 — 「特定証券情報」「発行者情報」の様式改訂

【スタートアップ懇談会報告書での記載(15頁～)】

(1) J-Ships の利活用の拡大

① 特定証券情報・発行者情報の見直し

J-Shipsを利用する際に発行体が作成する特定証券情報や発行者情報について、例えば上場直前期のように上場準備が一定程度進んでいる企業でないと対応が難しい内容又は運用となっているのではないかと指摘がある。

また、現行の特定証券情報及び発行者情報における株式総数や新株予約権等の状況の記載について、最近事業年度の計算書類及び事業報告を添付する方法により記載に代えることができる措置が講じられているものの、**定款や履歴事項全部証明書等の別書類の添付による省略を認めることによって負担軽減が期待される**との指摘も寄せられている。

これらの指摘を踏まえ、日証協において、**現状の規制や運用が過度なものになっていないか精査したうえで、投資者保護を考慮しつつ必要に応じ見直しについて検討**を行うこととする。

【様式改訂の方向性】

J-Ships規則に定める「特定証券情報」「発行者情報」の様式について、以下の3点を改訂する。

- ① 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大
- ② 「新株予約権等の状況」の記載の合理化
- ③ その他所要の整備

<参考> 今回の様式改訂の対象となる様式(改訂内容に係る記載事項がある有価証券の種類)

(有価証券の種類)	【特定証券情報】	【発行者情報】	(有価証券の種類)	【特定証券情報】	【発行者情報】
店頭有価証券	①・②	①・②	外国株券等	①(注)	①(注)
投資信託受益証券	×	×	外国投資信託受益証券	③	×
投資証券等	×	×	外国投資証券等	③	×
信託受益証券	×	×			

(注)外国株券等の様式における①の改訂について、実務上国内法に基づく書類による代替は考えづらいものの、現行でも会社法上の計算書類及び事業報告による記載の代替を認めていることから、今般の様式改訂においても対象とする。

なお、②の改訂について、外国株券等の様式には当該項目が存在しないことから対応しない。

3. J-Shipsの利活用の拡大

(2) 改正規則 — 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大

①添付による記載の省略を認める書類の範囲を拡大する様式改訂【記載上の注意】(国内様式1・4、外国様式1・4)

【改訂内容】

特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意において「組込方式」として添付・記載の代替を認める書類について、「会社法上の計算書類及び事業報告」から「会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類」に拡大する。ただし、添付・記載の代替を認める範囲は、特定証券情報又は発行者情報の様式の意義を損ねない範囲とする。

新	旧
<p>(1-2) 組込方式</p> <p>a 発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近事業年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。</p> <p>b 会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</p>	<p>(1-2) 組込方式</p> <p>a 発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近事業年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。</p> <p>b 最近事業年度の計算書類及び事業報告(会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。)において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</p>

<参考> 添付することにより記載に代えることができる書類(上記「会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類」の範囲)及び当該書類の添付で代替することができる記載事項等(特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲)について、Q&Aで以下のとおり明確化する。

新たに添付・参照を認める書類	代替できる記載事項
定款	第二部 第2 1 (1)【株式の総数等】の「内容」 第二部 第2 1 (3)【議決権の状況】の「内容」
新株予約権原簿	第二部 第2 1 (2)【新株予約権等の状況】 (「新株予約権の数」「新株予約権のうち自己新株予約権の数」を除く)

【様式の意義の観点から記載の代替を認めない事項】

- ・ 第一部【証券情報】の記載事項
- ・ 第二部 第2 2【役員】の状況
- ・ 第二部 第4【株主】の状況

等

3. J-Shipsの利活用の拡大

(2) 改正規則 — 添付による記載の省略を認める書類の範囲の拡大

<参考> 添付による参照のイメージ

第二部 第2 1 (1)【株式の総数等】の「内容」

- 第2【発行者の状況】⇐
- 1【株式等の状況】⇐
- (2)【株式の総数等】⇐

発行可能株式総数(株) ⇐	未発行株式数(株) ↓ (注1) ⇐	発行数(株) ⇐	内容⇐
普通株式 30,000⇐ A種優先株式 3,000⇐ B種優先株式 3,000⇐ C種優先株式 3,000⇐ D種優先株式 3,000⇐	普通株式 20,000⇐ A種優先株式 0⇐ B種優先株式 1,000⇐ C種優先株式 1,000⇐ D種優先株式 3,000⇐	普通株式 10,000⇐ A種優先株式 3,000⇐ B種優先株式 2,000⇐ C種優先株式 2,000⇐ D種優先株式 0⇐	普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は完全議決権株式であり、譲渡制限付株式です。 D種優先株式は、別添の定款にその内容を記載しています。 なお、いずれの種類株式も単元株式ではありません。 (注2) ⇐
計□42,000⇐	計□25,000⇐	計□17,000⇐	—⇐



参照する「定款」の記載

第2章□□A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式⇐

- (優先配当) ⇐
- 第13条□□当会社は、剰余金の配当を行うときは(配当財産の種類を問わない)、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)、〜〜に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、同順位にて、A種優先株式1株につき●%、〜〜に●%を乗じ、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算とする。)により算出される額の配当を行う。⇐
- (残余財産の分配) ⇐
- 第14条□〜〜⇐
- (A種優先株主の取得請求権(転換請求権)、転換比率)⇐
- 第15条□〜〜⇐
- (取得条項(強制転換)) ⇐
- 第17条□〜〜⇐
- (株式の併合又は分割、新株引受権等) ⇐
- 第18条□〜〜⇐
- (合併、株式交換又は株式移転の場合の措置(みなし清算)) ⇐
- 第19条□〜〜⇐
- (議決権) ⇐
- 第20条□〜〜⇐

第二部 第2 1 (2)【新株予約権等の状況】

- (2)【新株予約権等の状況】⇐

区分⇐	第1回新株予約権⇐
新株予約権の数(個) ⇐	●⇐
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ⇐	●⇐
新株予約権の目的となる株式の種類⇐	●(注) ⇐
新株予約権の目的となる株式の数(株) ⇐	●(注) ⇐
新株予約権の行使時の払込金額(円) ⇐	●(注) ⇐
新株予約権の行使期間⇐	自20●●年●●月●●日⇐ 至20●●年●●月●●日⇐
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ⇐	発行価格□□●⇐ 資本組入額□●⇐
新株予約権の行使の条件⇐	●(注) ⇐
新株予約権の譲渡に関する事項⇐	●(注) ⇐
代用払込みに関する事項⇐	●(注) ⇐
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項⇐	●(注) ⇐



参照する「新株予約権原簿」の記載

- 第●回新株予約権⇐
- 1. → 本新株予約権の名称⇐
第●回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
- 2. → 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数⇐
〜〜
- 3. → 本新株予約権の総数⇐
〜〜
- 4. → 本新株予約権の内容⇐
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数⇐
本新株予約権の目的である株式の種類は当社●●株式と、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は●●株とする。⇐
 - (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額⇐
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権を行使することにより受け取ることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。⇐
行使価額は、●円とする。〜〜
 - (3) 新株予約権を行使することができる期間⇐
●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで⇐
 - (4) 新株予約権の行使の条件⇐
本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。⇐
①〜〜
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項⇐
①〜〜
 - (6) 新株予約権の譲渡制限⇐
本新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。⇐

(注) 当社は新株予約権の内容について、別添の新株予約権原簿のとおり定めています。⇐

3. J-Shipsの利活用の拡大

(2) 改正規則 — 「新株予約権等の状況」の記載の合理化

②「新株予約権等の状況」の記載について合理化する様式改訂(国内様式1・4)

【改訂内容】

- ・ 特定証券情報及び発行者情報における新株予約権等の状況についても、一律に表形式で記載することを求めないこととする。
- ・ 併せて、特定証券情報又は発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することで足りることとする。

※ 有価証券届出書及び有価証券報告書においても、同様の記載の合理化が既に措置されている

新	旧		
第二部 第2 1 (2) 【新株予約権等の状況】(23) (表を削る)	第二部 第2 1 (2) 【新株予約権等の状況】(23)		
	<u>区分</u>	<u>最近事業年度 未現在 (年 月 日)</u>	<u>提供日又は公表 日の前月末現在 (年 月 日)</u>
	新株予約権の数(個)		
	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
	新株予約権の目的となる株式の種類		
	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
	新株予約権の行使時の払込金額(円)		
	新株予約権の行使期間		
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		
	新株予約権の行使の条件		
	新株予約権の譲渡に関する事項		
	代用払込みに関する事項		
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(次頁に続く)

3. J-Shipsの利活用の拡大

(2) 改正規則 — 「新株予約権等の状況」の記載の合理化

新	(承前)	旧																						
<p>(記載上の注意)</p> <p>(23) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、<u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。</u>なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。<u>ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(a) 新株予約権の数</p> <p>(b) 新株予約権のうち自己新株予約権の数</p> <p>(c) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数</p> <p>(d) 新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>(e) 新株予約権の行使期間</p> <p>(f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>(g) 新株予約権の行使の条件</p> <p>(h) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>(i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。)</p> <p>(j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>(23) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>並びに</u>特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る<u>新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類(内容を含む。)</u>及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項<u>並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。</u>なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考: 現行の表の記載事項との対応関係></p> <table border="1"> <tr><td>(a)</td><td>新株予約権の数(個)</td></tr> <tr><td>(b)</td><td>新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)</td></tr> <tr><td>(c)</td><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td></tr> <tr><td>(d)</td><td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td></tr> <tr><td>(e)</td><td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td></tr> <tr><td>(f)</td><td>新株予約権の行使期間</td></tr> <tr><td>(g)</td><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)</td></tr> <tr><td>(h)</td><td>新株予約権の行使の条件</td></tr> <tr><td>(i)</td><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td></tr> <tr><td>(j)</td><td>代用払込みに関する事項</td></tr> <tr><td></td><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td></tr> </table> </div>	(a)	新株予約権の数(個)	(b)	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	(c)	新株予約権の目的となる株式の種類	(d)	新株予約権の目的となる株式の数(株)	(e)	新株予約権の行使時の払込金額(円)	(f)	新株予約権の行使期間	(g)	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(h)	新株予約権の行使の条件	(i)	新株予約権の譲渡に関する事項	(j)	代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
(a)	新株予約権の数(個)																							
(b)	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)																							
(c)	新株予約権の目的となる株式の種類																							
(d)	新株予約権の目的となる株式の数(株)																							
(e)	新株予約権の行使時の払込金額(円)																							
(f)	新株予約権の行使期間																							
(g)	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)																							
(h)	新株予約権の行使の条件																							
(i)	新株予約権の譲渡に関する事項																							
(j)	代用払込みに関する事項																							
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																							

(注)その他、記載上の注意(23)c~gについてもaの改訂に伴う所要の修正を行っているが、割愛する

3. J-Shipsの利活用の拡大

(2) 改正規則 「新株予約権等の状況」の記載の合理化

<参考> 改定後の様式イメージ

本文・表形式ではなく記載上の注意で記載項目を列挙する方式
(かつ、右記2時点で差異が無い場合の記載の省略を明示)

(2) 【新株予約権等の状況】 (23) ◁

(記載上の注意) ◁

(23) □新株予約権等の状況◁

a □新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。◁

(a) 新株予約権の数◁

(b) 新株予約権のうち自己新株予約権の数◁

(c) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数◁

(d) 新株予約権の行使時の払込金額◁

(e) 新株予約権の行使期間◁

(f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額◁

(g) 新株予約権の行使の条件◁

(h) 新株予約権の譲渡に関する事項◁

(i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。)◁

(j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額◁

現行:本文に「最近事業年度末」と「提供又は公表日の前月末」の2時点の表を掲載、埋める様式

(2) 【新株予約権等の状況】 (23) ◁

区分◁	最近事業年度末現在◁ (□年□月□日) ◁	提供日又は公表日の前月末現在◁ (□年□月□日) ◁
新株予約権の数(個) ◁	◁	◁
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ◁	◁	◁
新株予約権の目的となる株式の種類◁	◁	◁
新株予約権の目的となる株式の数(株) ◁	◁	◁
新株予約権の行使時の払込金額(円) ◁	◁	◁
新株予約権の行使期間◁	◁	◁
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ◁	◁	◁
新株予約権の行使の条件◁	◁	◁
新株予約権の譲渡に関する事項◁	◁	◁
代用払込みに関する事項◁	◁	◁
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項◁	◁	◁

③ その他所要の整備(外国様式2・3)

・ 国内様式との表現の一致

➤ 趣旨

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところである。

今般、日本証券業協会及び金融庁は、かかる提言を踏まえ、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行うため、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を開催することとする。

➤ 検討事項

以下の事項に関し、海外の非上場株式の取引制度についての調査も実施しつつ、我が国の非上場株式を取り巻く環境を踏まえ、非上場株式の活性化に向けた検討を行う。

- ① 非上場株式の取引制度及び規制(勧誘対象、情報提供等)のあり方
- ② 既存の非上場株式取引制度の改善策
- ③ 非上場株式のPTS取引(登録PTS)の活性化に向けた対応
- ④ その他(検討結果のフォローアップのあり方等)

➤ 委員等の構成

座長：東京大学 神田 秀樹 名誉教授

委員：発行会社、投資家、仲介業者(証券会社等)及び有識者により構成 計16名

オブザーバー：スタートアップに関係する関連団体等

➤ 事務局

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部及び金融庁 企画市場局 市場課の共同事務局により運営

※ 議事の模様や海外調査の結果等は日本証券業協会のウェブサイトにて掲載。

➤ 懇談会報告書

2025年9月5日、懇談会の議論を取りまとめた「『スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会』報告書」を公表

【参考】

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」委員等名簿
(2025年9月5日時点)



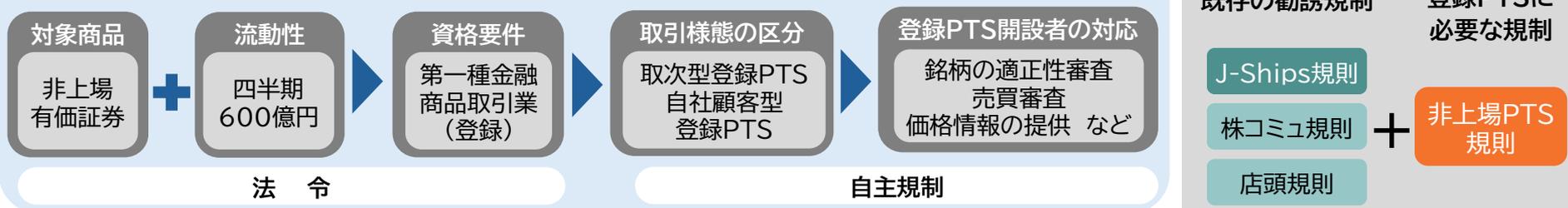
座長	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
座長代理	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
委員	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
	今村 直喜	今村証券株式会社 代表取締役社長
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 シニアパートナー
	木地 佳彦	大和証券株式会社 執行役員グローバル・インベストメント・バンキング担当
	坂 勇一郎	東京合同法律事務所 弁護士(東京経済大学現代法学部 教授)
	柴原 祐喜	株式会社FUNDINNO 代表取締役CEO
	スピリドン メンザス	HiJoJo Partners株式会社 代表取締役共同社長執行役員
	関 雄太	株式会社野村資本市場研究所 シニアフェロー
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会 世話人
	永見 世央	ラクスル株式会社 代表取締役社長 グループCEO
	藤野 英人	レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役社長
	松尾 順介	桃山学院大学経営学部経営学科大学院経営学研究科 教授
	宮田 昇始	Nstock株式会社 代表取締役CEO
	村上 朋久	野村証券株式会社 常務 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
村田 祐介	インキュバイトファンド株式会社 代表パートナー(一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 理事)	
オブザーバー	一般社団法人スタートアップエコシステム協会、一般社団法人スタートアップ協会、一般社団法人投資信託協会、株式会社東京証券取引所、経済産業省	

【参考】 登録PTSの制度の目的・概要

登録PTSの制度の目的・概要

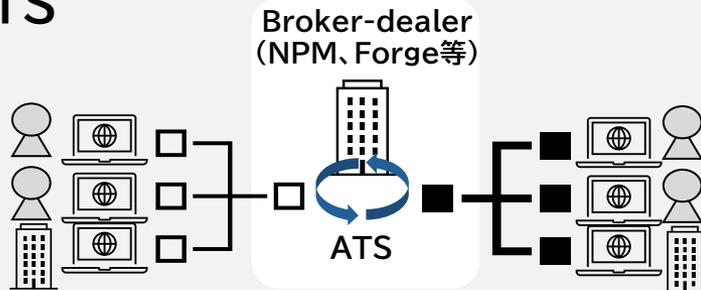
- 非上場株式のセカンダリー取引の市場規模は世界的に増加傾向にあり、米国には、ATSを活用し、インターネット上でプロ投資家が非上場株式のセカンダリー取引を行うことができるプラットフォーム(Forge Global、NASDAQ Private Market、CartaXなど)が存在。
- 日本においても、非上場有価証券のセカンダリー取引を活性化させるために、非上場有価証券のセカンダリー取引の場を提供する事業者の参入を促進する観点から、非上場有価証券のみを扱うPTSであって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和する。
- J-Ships銘柄(特定投資家向け有価証券)の取引は認可PTSでも認められていたが、登録PTS制度の創設により参入障壁が緩和され、セカンダリー取引のさらなる活性化が期待される。

【制度の概要】

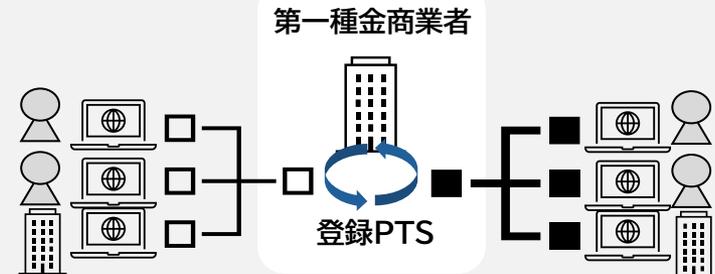


利用のイメージ図

米国ATS



登録PTS



【参考】規則改正のポイント

1. セカンダリー取引に係る規則の見直し

- 対象顧客が一般投資家以外の者(特定投資家等、発行体、発行体の役職員、発行体の大口株主である法人)に限られる場合において、以下の措置を講じる。

非上場PTS規則

改正前	改正後
「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合」等に適時の情報提供が必要 適時の情報提供の内容の公表が必要	「継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合」等に適時の情報提供が必要 適時の情報提供の内容を顧客に速やかに提供したときは、公表は不要
「約定価格」及び「最終気配」の公表が必要	約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、「約定価格」及び「最終気配」の公表は不要
	上記3点の措置を講じる場合には、その内容をウェブサイトに表示又は顧客に説明

株主コミュニティ規則

改正前	改正後
協会ウェブサイトで「募集価格」及び「取引価格」等を公表	協会ウェブサイトで「募集価格」及び「取引価格」等は非公表
会社法上の非公開会社も公開会社が作成する書類等を顧客に提供	会社法上の非公開会社は公開会社が作成する書類等を顧客に提供することは不要

2. J-Ships規則の見直し

改正前	改正後
特定証券情報等への組込による記載の省略は、会社法上の計算書類及び事業報告についてのみ可	特定証券情報等への組込による記載の省略は、会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類について様式の趣旨を損ねない範囲で可
新株予約権等の状況について、特定証券情報等において表形式で最近事業年度末及び直近の状況を記載	新株予約権等の状況について、特定証券情報等において記載項目を規定(表形式での記載を求めない)